

HYPER FLASH

vol.41
Mar.2008

連載

海外の情報化動向

第2回IGFリオデジャネイロ会合報告 IPv4枯渇問題で議論

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長

会 津 泉

p.02

テクノロジーとカルチャーについてのささやかな含意

国立大学法人鳥取大学 准教授

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 共同研究員

永 松 利 文

p.04

日本版SOX法(財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準)とは

株式会社富士通総研 シニアマネジングコンサルタント

樋 口 武 史

p.06

ブロードバンドゼロ地域の解消に向けて

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員

菊 池 達 哉

p.08

映像コンテンツによる企業の情報モラル普及啓発活動

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 研究企画部長代理

渡 辺 律 子

p.10

学校におけるオープンソースソフトウェアの実証報告と取り組み

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員

中 川 俊 哉

p.11

トピックス

インターネットによる差別表現の流布事案に関する対応について

p.12

第2回IGFリオデジャネイロ会合報告

IPv4枯渇問題で議論

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長 会津 泉

2003年に開かれた国連主催の世界情報社会サミット(W SIS)で「インターネットガバナンス」が国際問題となり、その結果、政府・企業・市民社会が参加する「マルチステークホルダー(MSH)」方式による対話の場、「インターネットガバナンス・フォーラム(IGF)」の第1回会合が2006年にアテネで開かれた。

IGFの第2回会合が2007年11月12日から15日、ブラジルのリオデジャネイロで開催され、筆者も参加したので報告する。

109カ国1360名が参加

参加者は109カ国、1363名と、昨年とほぼ同規模だった。内訳では政府30%、企業20%、市民社会40%で、市民社会が全体の3分の1を数えた。

全体的には議論は落ち着いたもので、事前に懸念された、現在のアメリカ・先進国中心のドメイン名管理体制を国連に移管させよといった議論は盛り上がりなかった。

その一方、サイバー犯罪などのセキュリティ問題、匿名でのネット利用の問題など、インターネットの利用の拡大を受けて、インターネットをだれがどう管理するかという、インターネットガバナンスの中心課題をめぐる議論が広がったといえる。

今回のIGFは、国連事務総長がコフィ・アナン氏から

韓国の潘基文^{パン・ギムン}氏に交代して初めてのもので、潘氏がどのような姿勢をみせるかが注目された。冒頭の潘事務総長のスピーチは、沙祖康^{シャ・ズカン}国連事務次長によって読み上げられたので、以下に紹介する。

「国連は、インターネットを管理する役割はもたないが、IGFを通してインターネットのグローバルな普及に役立つプラットフォームを提供する機会をもてるのは喜ばしい。現在インターネットのユーザーは約10億人で、残る50億人は依然としてこの強力なツールへのアクセスをもっていない。IGFの目的は、すべてのステークホルダーの人々を結集させることで、互いに対等の立場で会い、決定や交渉ではなく、議論、情報、経験や教訓を共有するものだ」

こうして新事務総長がマルチステークホルダーの意義を認めたことは注目される。

ホスト国ブラジルのウングエル戦略担当大臣は、インターネットガバナンスには、「アンチ・ヘゲモニー」と「国家と金による影響の制限」が大事だとし、特定国家の優位を持ち込むべきではなく、ICANNも平和的な形でより開かれた組織に変わるべきだと、米国政府への批判を明らかにした。

オープニングセッション

「オープニングセッション」では、国際機関、企業、市民社会などの代表がスピーチを行った。

2006年に日本の内海氏に代わって選出されたアフリカ出身のトゥーレITU事務総局長は、開発問題の重要性を訴え、デジタルデバイドの解消が急務だと述べた。インターネットガバナンスに関連して、ITUは標準化に力を入れ、NGN推進、IPTV、サイバーセキュリティなどについて語ったが、ICANNにはまったく触れず、「次世代のガバナンスが必要だ」とだけ述べた。

市民社会代表のAPCのエステルフィセン氏は、インターネットは公共財であり、公共の利益を重視してガバナンスされるべきで、それはICANNに限定されず、インターネットの政策・政府のあらゆる局面に適用される必要があると主張した。セキュリティについては、人権、プライバシーとリンクさせなければかえってセキュアではなくなると指摘し、さらに、インターネットの開放性の重要性、標準化が公的プロセス外で推進されることへの懸念などを指摘、ICANNを含むインターネットの重要資源問題の重要性は認めつつも、議論がそれに終始することのないように訴えた。

注目されたICANNのポール・トゥーミCEOは、インターネットの人類への貢献を強調し、より多くの人々がアクセスを得ることが最重要だと述べ、インターネットを次の10億人に普及させることが課題とした。ICANNはマルチステークホルダー方式の組織で、IGFが同じ原理を採用したことを歓迎すると述べ、ICANNへの批判が目立たなくなったことに余裕をみせていた。

Global Information Infrastructure Commission (GIIC)の会長でもある富士通の秋草直之会長は、ICTと環境問題を取り上げ、全エネルギー消費量のうちインターネットやコンピューターの利用が相当量を占めると指摘し、ラック10台のサーバーを1台のブレードサーバーに置き換えれば、200本の樹木を植えるのと同程度のCO₂削減効果があると訴えた。同様にスパムによって消費されるサーバー資源は、エネルギーの濫費

をもたらす結果になると指摘し、環境問題への注意を強く喚起し、注目された。またインターネットがいまや企業にとって重要な経営資源となったことをあげ、第一回IGFへの産業界からの参加者が全体の13%であったが、経営者がインターネットの問題にもっと大きな関心をもって参加すべきだと訴えた。

日本政府からは総務省の森清総務審議官が登壇し、日本は世界でもっとも安価で高速のブロードバンドが普及した国だとするITUの報告書を紹介し、今後の政策課題として、ネットワークの中立性、NGNの競争政策、情報セキュリティの3点をあげた。

セキュリティ、IPv4枯渇に高い関心

IGFは4日間で「アクセス」「多様性」「オープンネス」「セキュリティ」というメインテーマによる4全体会と、サブテーマによるワークショップや事例交換会など80以上のイベントが次々に開催された。テーマ別ではセキュリティ関連がもっとも多く、関心の高さを示していた。

とくに昨年4月のエストニアへのロシアなどからのサイバー攻撃をめぐる議論が盛り上がり、ロシア政府代表は一切の関与を否定したが懐疑的な意見も目立った。

筆者は日本のインターネット・コミュニティのJPNICやインターネット協会、海外のISOCなどの団体と協働して、IPv4アドレスの枯渇問題をテーマにしたワークショップを主催し、司会を務めた。90分という短い時間のなかに濃厚な情報を詰め込み、日本政府の取組報告に注目が集まり、議論も盛り上がり、好評を博した。

第3回のIGFは今年12月にインドのデリーでの開催が予定されている。

(参考: <http://www.intgovforum.org/>)

テクノロジーとカルチャーに

有益な技術の普及のための制度づくりは官サイドの仕事だろう。これに加え、本当の意味での豊かな社会を構成するためには、市民自らが自律性をもって文化的視点から(情報)社会の行方を思料しなければならない。

今後人々自ら情報の解放や民主化を求める時代となるだろう。生起しつつある新たなmovementとは、人種や性差や自然環境に対するものではなく、文化に対するmovementである。これまで文化は上位(政府など)の人々によって支配されてきた。しかしながら、今後は、われわれが文化を支配するだろう

— Kalle Lasn, *ADbusters*, 2000.

Lasnは、“Culture Jamming(カルチャー・ジャミング)”を唱え、情報社会における市民レベル、草の根レベルからの自立的かつ主体的な文化創造を具体的に実践する。詳細は著書*Culture Jam: How to Reverse America's Suicidal Consumer Binge-And Why We Must*(カルチャー・ジャムーアメリカの自殺的消費行動をどのように転換するかーそしてわれわれがすべきこと)を参照。

Lasnはアメリカ(なるもの)と対峙する。彼は、アメリカから発する事象が世界のデファクト(=アメリカン・ブランド)となることを憂いている。とくにメガメディアとの結託による企業的かつ消費的なアメリカ文化を忌避し、これを「スペクタクル(絢爛豪華)」だと揶揄する。このようなスペクタクル的アメリカ文化は商業資本と結んだメガメディアによって麻薬のように頒布されているという。

また、アメリカの商業文化の形成には、アメリカの優位性の象徴ともいえるエスニシティの問題も関係していると言われている。Broadwayで絢爛に演じられるミュージカルはまさにスペクタクルな商業文化の象徴だ。それはこの街を世界的に喧伝し人々を魅了し、あたかも満天に煌く星の如く光を放っている(ように見える)。この場に立つことを夢みる世界中の若者は、この星を掴もうとここに集う。90年代の半ば「ミスサイゴン」で起こった問題はこれを象徴している。メインキャストの一人は本来アジア系であるが、白人(系アメリカ人)がこれを演じることで進行していた。ところがアジア系俳優と脚本家から異論が出される。協会もこれを認めキャスティングはアジア系俳優にいったん変更される。しかしアメリカ人興行主が白人を起用しないならば公演を中止すると言い出す。前売り券も販売されており結局元の白人が主役となって開演される。アメリカの商業文化の形成過程とエスニシティの関係は、根深い問題だが、紙面の都合上割愛する。

カルチャー・ジャミングは1960年代以降、アーティストを中心に表現活動により社会に広まっていく。よく知られるのは1970年代のSex Pistolsで*Never Mind the Bollocks*(勝手にしやがれ:アルバム)、*Anarchy in the UK*, *God Saves the Queen*, etc.で、彼らはカウンター・カルチャーの旗手として、若者世代を中心に権力や保守的社会への抵抗を表現する。このmovementは欧州を中心に繰り広げられ、過激な社会問題として、「体制側」から問題視される。

ついでにのささやかな含意

国立大学法人鳥取大学 准教授

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 共同研究員 永松 利文

現代社会のカルチャー・ジャミングや思想的プロパガンダにおいてもWeb2.0型が確実に浸透している。その一例だが、Barack H.Obama氏とHillary R.Clinton氏ともう一人？の民主党大統領予備選でもface bookを活用したWeb2.0型の「ヴァーチャル選挙キャンペーン」が若年世代の支持層の拡大に決定的な影響力を持つことが確認された。

インターネットの利用者が膨むと思惑への共感の拡張はハイブリッド化し、智を拡大する方法は一変するだろう。とくに若年世代への影響力は大きい。

ネットを機軸とするCulture Jam(er)は地球規模のメディア的活動家のネットワークを拡大させ、人々の価値観に影響を及ぼし、与えられた情報に対する思考プロセスを洗練させる。あげく、大企業や官の所業をモニターし体制が形成する商業的誘導の修正を迫る。そして商業資本と一体化したメガメディアと人間の関係に楔を打ち込む。

消費者は(その商品を)自らが欲した選択したかのように、他人に差をつけようと消費行動をとる。しかし、消費者はこの行動を差異への誘導やあるくコードへの隷属であると認識していない

— Jean Baudrillard, *La Societe de Consommation, Ses Mythes, Ses Structures*, Editions Denoel, 1970.
(ボードリヤール『消費社会の神話と構造』)

ボードリヤールは、「差異の交換」を消費行動の原理として社会構造を捉えている。とくにメディアと消費行動の関係として欲求と充足に異議を唱える。彼の思想の詳細は割愛するが、要するに人間は他者との差異を求めるので、それが経済活動の基盤となっているという。

人間はモノを消費する上で、その利用価値のみに終始せず、他人と自己を峻別する記号として用いる。消費は交換のコミュニケーションとして機能し、人間の行動は記号化され、差異の交換を根底におく情報とコミュニケーションによって成立する(ボードリヤール)。これは現代のインターネットやメガメディアのもたらす膨大な情報量によりコミュニケーションの重層化に帰結する。

この考え方は、インターネットを機軸とする市民主体の文化創造と大きく関係している。いずれにしろインターネット文化環境における即時性・拡張性の高い広告とその関連消費は、複写や再利用による消費文化を確実に拡大させている。情報、メディア、テクノロジーに対する盲信的信頼と過度の依存、これらからもたらされる思考プロセスの洗練の欠如は「知的怠慢を助長」する(Sara Base)。果ては、市民主体の文化創造は叶わず、それは消費文化に飲み込まれるだろう。

一時期「IT革命」という言葉が流行した。それが本当に革命であれば、世界は危機にさらされているかもしれない。なぜならば、歴史上、革命は常に人間を裏切り続けてきたからだ。

日本版SOX法とは

(財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準)

株式会社富士通総研 シニアマネジングコンサルタント 樋口 武史

1. SOX法と日本版SOX法

SOX法 (Sarbanes Oxley Act (サーベンス・オクスリー法: 米国企業改革法)) とは、米国で2002年に制定された企業改革に関する法律です。米国では1990年代末から2000年初にかけて大型の会計不祥事が相次いだのを契機として、これらの不正・疑惑を抜本的に正し、米国市場に上場する企業に対して、財務報告の正確性及び透明性を確保し、企業改革を促すため、投資家に対する経営者の責任や義務を規定した法律として制定されました。

日本においても、2004年以降、鉄道会社やインターネット関連企業の有価証券報告書虚偽記載、繊維会社の巨額な粉飾決算など、上場企業の情報開示を巡る不祥事が相次ぎ、証券市場を混乱させるだけでなく、社会不安をもたらしました。このような不正を防ぎ、株主や社会に対する企業の信頼性を確保するために、2006年6月に、金融商品取引法(「証券取引法等の一部を改正する法律」及びその整備法)として成立し、緊急性の高い条項から段階的に施行され、2007年9月に完全施行となっています。内部統制報告書の提出・監査に関しては、2009年3月期の本決算から上場企業および連結子会社を対象に適用となります。「日本版SOX法」は、財務報告に関わる全ての会計処理が適正な業務処理によって正確に実施され、内部統制によって適正化・効率化することを企業の経営者に義務として課しています。

2. 内部統制の基本構造

企業で実施する内部統制は、以下に示す、3つの統制から構成されています。

①全社統制: 経営者による会社組織全体の統制のことで、企業の経営層で策定された経営方針／戦略、行動規範、倫理規程などが、全社レベルで整備され、意図し

たとおり機能させるための統制。

②業務プロセス統制: 業務処理を正確に、効率的に実施する際の承認処理や確認作業など利用者がマニュアルで実施する手動統制と端末入力されたデータチェック、アクセス権限管理、計算ロジックによる判定など業務プロセスにおいてシステムで自動的に実施される自動統制。

③IT全般統制: システムの開発管理・変更管理・障害管理・アクセス権管理、システム規定など基盤となるITの信頼性、正確性を保証するための統制。



3. 内部統制の目的と内部統制報告書

これらの統制を適正に実施することにより、企業は、「業務の有効性及び効率」、「財務報告の信頼性」、「法令等の遵守」、「資産の保全」の4つの目標の達成を目指します。

「日本版SOX法」では、「財務報告の信頼性」に関する内部統制の報告と有効性の評価が対象となっています。ここでいう、財務報告とは、従来の会計監査での財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、注記、付属明細表)と財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を指しますが、内部統制が適切に整備運用されており、重要な欠陥(財務諸表に重要

な影響を及ぼす内部統制の不備)がないかを評価するために新たに「内部統制報告書」の作成が必要となります。企業の経営者は、事前にその記載内容を確認し評価しておくことが義務づけられています。

内部統制報告書に記載しておく内容としては、下記のようなものが挙げられます。

- ①財務報告の評価対象となる業務プロセスの開始から完了までの「業務フローチャート」
- ②対象となる業務名と業務機能や業務処理概要が記載された「業務記述書」
- ③業務プロセスで誤りや不正が発生すると想定されるリスク及び想定したリスクに対して実施する内部統制(対応策)を記述した「リスク・コントロール・マトリックス(RCM)」

4. 内部統制構築の具体的な進め方

- ①経営者は、内部統制の基本方針、責任者と管理体制、手順、スケジュールなどを決定し、対象となる業務領域を選定します。
- ②対象部門では、現状の業務フローと業務記述書を作成し、財務面での誤り・不正を犯すリスクがある業務処理を抽出します。
- ③次に、そのリスクに対応する内部統制(マニュアル:

- 複数名での業務処理結果の相互確認や上司の承認、自動:システムでの自動チェックや認証の強化など)を検討し、リスク・コントロール・マトリックスを作成します。
- ④対応策を施した業務フローや業務記述書、規程集の見直し(文書化)とリスクを測定するためのモニタリング項目の選定、業務処理実施の証跡の保存方法を決定します。
- ⑤新たな業務フローを担当部門に周知徹底する(教育・訓練)とともに、一定期間の運用テストを行い、リスクが回避されているかをモニタリング項目などで評価・確認します。
- ⑥リスクが許容範囲内や回避された場合は、経営者が内部統制報告書にサインをし、財務諸表と合わせて公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることになります。

5. 将来展望

企業は、内部統制の実践を通して、シンプルかつ透明な業務プロセス、競争に勝てるビジネス基盤を構築し、業務の効率化や統合的なリスクマネジメントを実現することにより、ステークホルダーからの信頼を得て企業競争力の強化、企業価値の向上を目指していくことが期待されます。

業務フロー

システムプロ:作成

主な内容

- ・業務の担当者(部門)
- ・使用するシステム
- ・業務の流れ(処理フロー)
- ・リスクの可能性のあるポイント
- ・統制のポイント
- ・リスクの概要

業務記述書

サブプロセス	NO	業務プロセス	担当部署	システム名	システム化の理由	概要	処理頻度
4.0 購買発注	4.1	購入依頼の登録	購買	生産管理	システム支援	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	日次
	4.2	購入依頼の承認	購買	生産管理	システム支援	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	日次
	4.3	購入依頼の修正	購買	生産管理	システム支援	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	日次
	4.4	注文書の発行	購買	生産管理	システム支援	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	発注/日次

主な内容

- ・目的
- ・業務概要説明
- ・対象範囲(サブ・プロセス)
- ・関係する重要な勘定科目
- ・プロセスに含まれる主要取引
- ・主要なサブ・プロセス
- ・各業務の責任分担
- ・リスク及び統制

リスク・コントロール・マトリックス

サブ・プロセス	リスク	リスクの発生	リスクの影響	リスクの発生		リスクの影響		リスクの発生		リスクの影響	
				発生	発生	発生	発生	発生	発生		
5.0 購買発注	5.1 購買発注	5.2 購買発注	5.3 購買発注	5.4 購買発注	5.5 購買発注	5.6 購買発注	5.7 購買発注	5.8 購買発注	5.9 購買発注	5.10 購買発注	

主な内容

- ・サブ・プロセスの業務ステップ
- ・業務ステップの種別
- ・リスク内容
- ・統制の内容
- ・統制の種別(予防/発見)
- ・使用するシステム
- ・統制の責任者
- ・統制テストの要否

ブロードバンドゼロ地域の解消に向けて

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員 菊池 達哉

ブロードバンドゼロ地域とは

日本では、都市部を中心にブロードバンドのインフラが整備され、高速なサービスもADSLからFTTHへと更に進歩し、世界で最も安く速い情報通信環境が実現されてきている。一方、投資効率の悪い過疎地や離島、山間地域などの条件不利地域は、未だにブロードバンドの整備が進まないばかりか、都市部との情報格差が一段と拡大している。このような条件不利などが理由で、ブロードバンドの整備が進まない地域を「ブロードバンドゼロ地域」と呼んでいる。

次世代ブロードバンド戦略2010

このような状況の中、総務省は「次世代ブロードバンド戦略2010」を策定した。これは、ブロードバンドゼロ地域の解消に向けた指針を明らかにしたものであり、2010年度までの解消を目標としている。こうした背景の中で、「次世代双方向ブロードバンドに係る新技術の適用領域の拡大方策に関する調査検討」が(社)電波産業会で実施されている。この検討会では、条件不利地域のブロードバンド環境を迅速に整備するための指標を提示するために、複数の地域モデルを策定し、そこへ適用する技術、システム構築モデルを導入コストも評価しながら提示することを第1目標としている。さらに、これらのデータは、実際に条件不利地域で実証実験を行い、

より正確な情報を採取することで、精度の高いモデルを提示できると考えている。この実証実験の実施場所は、先の検討会にて全国から2箇所が選出された。1つが愛媛県新居浜市で、もう1つが大分県由布市湯布院町塚原である。この塚原地区では、大分県と由布市、また多くの企業の協力のもと、実証実験が実施された。

由布市湯布院町塚原

「湯布院」で全国的に有名な由布市は、2005年10月1日に挾間町、庄内町、湯布院町の合併により発足した。ところで、現在の由布市のブロードバンド提供地域は格差が大きく、ADSLが湯布院町の中心地の一部にあるだけであり、今回対象となる塚原地区は、ブロードバンドが未整備のままである。



塚原小学校から見た由布岳

塚原地区はJR湯布院駅から車で約15分の山間部にあり、森、霧、雪、高原と自然が豊かな地域であるが、世

帯数が150未満と少なく、また、この自然環境が足枷となって、ブロードバンドの普及に至っていない。しかし、塚原には自然を活かした観光施設が多数あり、また、過疎化に歯止めを掛けるためにもブロードバンドに対する住民要望が高い。このような過疎地域であり、地理的にも条件不利地域である塚原地区にて実証実験が行われた。

実証実験

塚原地区には大分の公共ネットワークである「豊の国ハイパーネットワーク」が塚原小学校まで敷設されている。この豊の国ハイパーネットワークはインターネットに接続されたギガビットネットワークであることから、塚原小学校を起点に、これを利用したネットワーク設計を行った。

まず、塚原小学校の近隣住民に対しては屋外型無線LANを設置してブロードバンドを提供した。



塚原小学校に設置した無線機器

また、塚原小学校から2Km先にある「乗馬クラブ クレイン」に対して、光無線と25GHz帯無線を冗長化して伝送した。この光無線は高速・大容量のギガビット通信

が可能であり、赤外線を利用するため人体に影響が少ない特徴をもつ。クレインの周辺地域には、塚原小学校と同様に屋外型無線LANを設置してブロードバンドを提供した。さらに、現在開発中の新技術光無線の実験もここで行った。

森や丘などに囲まれていて、塚原小学校から無線の電波が直接届かない地域には衛星インターネットを利用した。衛星インターネットは、代表のペンションに設備一式を設置し、そこから周辺のペンション等に有線を用いて伝送した。

これらの実証実験は、TVのニュースや新聞に取り上げられ関心の高さがうかがわれた。

この実証実験は、2007年11月21日～2007年12月22日の間まで行われ、現在、その期間に得られたデータやアンケートの分析を行っている。これらの分析結果は前述した検討会に報告書として提出される予定である。

実証実験で終わらせないために

今回の実証実験を含む検討会は、2008年2月末で終了あり、現在設置している無線機器は全作業終了前に撤収予定である。この実証実験期間中にブロードバンドを利用して頂いた地域住民の方とお話する機会があったが、口々にブロードバンドが地域の活性化に繋がるという感想を頂いた。そのため、この実証実験を実証実験で終わらせず今後に繋げるために、具体的な検討をしなければならない。検討内容としては、「運用方法と運用主体のモデル化」、「地理的条件に応じた技術適用可否の検証」、「初期導入費や運用費などのコスト」である。これらの検討結果を元に、関係各位に働きかけることにより、塚原地区に恒久的なブロードバンドの提供の道筋を作り、また、同様な問題を抱える他地域の見本となれればと考えている。

映像コンテンツによる 企業の情報モラル普及啓発活動

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 研究企画部長代理 渡辺 律子

近年、企業活動におけるITの利用は欠かせないものとなった一方で、個人情報漏洩、ネット上での誹謗中傷・名誉毀損など、情報の不適正な取り扱いによる問題が大きな課題となっています。企業がITを有効に活用しつつ、健全なネットワーク社会を築くためには、情報を扱う上で「人権・安全・社会的公正への配慮」といった「情報モラル」の確立が求められます。

<ビデオによる普及啓発活動>

ハイパーネットワーク社会研究所では、企業の情報モラル普及啓発活動を中小企業庁の委託事業として平成15年度から行っています。全国各地でセミナーを開催し、学習用のパンフレットを作成・配布してきましたが、「セミナーに足を運ばない、パンフレットも読まない人達に学習のきっかけを作る」目的から、視覚に訴えるビデオ教材の1作目「情報モラルが会社を救うーIT時代の社会的責任ー」を平成17年度に制作しました。

情報セキュリティや情報モラルは初心者にはとっつきにくいイメージが強いことから、気軽に学習できる教材としてコメディタッチ風にし、プロの役者が出演しています。利用者からは「映像で見るので、実感がわきやすい」「知っている俳優が出演することで興味をひくし、

コメディタッチで楽しく学べる」「内容が身近であり、企業には取り組みのきっかけになると思う」などの感想を数多くいただき、10,000部以上発行し、全国の企業・商工関係団体などで利用されています。

<新作ビデオの完成!>

利用者のニーズの変化を感じ始めた今年度、2作目を制作しました。1作目が全くの初心者向けだったのに対し、今回は「ある程度取り組みを進めている経営者や管理者、担当者」を想定し、「実際に取り組み始めた際にぶつかる課題(コストの障害、周りの協力が得られないことなど)」をとおして、「より効果的に取り組みを推進するためには、どのような考え方や姿勢が必要か」を示す内容としました。現場が抱える悩みや葛藤をドラマで描いているので、共感を持って見てもらいながら、「自分たちの職場ではどうするか?」を考えるきっかけにしていれば幸いです。そして、さらに学習を深めるためにはパンフレットの利用もお勧めいたします。

1作目、2作目とも、企画から脚本要素作成まで本研究所で行い、脚本執筆・撮影を地元大分の制作会社が行った「大分発・全国向けの情報モラル映像コンテンツ」です。社内研修などに是非、お役立てください。



<ストーリー>

個人情報保護に取り組む中小企業を舞台に、担当者、管理者、経営者の奮闘をドラマで描き、人権を尊重した個人情報保護の重要性、効果的な取り組みについて、解説します。

■『情報モラルが会社を救うーIT時代の社会的責任ー』
(<http://www.hyper.or.jp/moral/video/>)

■『実践・情報モラルーあなたの会社は大丈夫? 人権に配慮した個人情報の取り扱いー』
(<http://www.hyper.or.jp/moral/video2008/>)

※上記URLからダウンロード可能。 ※2008年度から、全国へ郵送開始予定。

学校におけるオープンソースソフトウェアの実証報告と取り組み

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員 中川 俊哉

1. はじめに

これまでハイパーネットワーク社会研究所として、オープンソースソフトウェア(OSS)の普及啓発に努めてきた。その活動のひとつの柱である学校教育へのOSS活用の実証報告と今後の取り組みや可能性について説明したい。

2. 昨年度の活動報告

当研究所の取組としては、平成18年度に(財)コンピュータ教育開発センターの「教育情報化促進基盤整備事業(Eスクエア・エボリューション)」に採択された。これは、学校の生徒に既存のPC環境以外の環境も経験しておく必要があり、県立高校3校(情報科学、鶴崎工業、三重総合)で実証実験を行った。

3. 今年度の取り組み

平成19年度は、昨年度の実証実験の成果としてできた「オープンスクールプラットフォーム(OSP)基本パッケージ」を利用し、学校現場でのOSS普及とリモートサポートでの各学校における自立運用の土壌を整備する事を目的として、取り組みを開始した。今年度も(財)コンピュータ教育開発センターの「平成19年度OSP A プロジェクト」に採択され、大分県で継続して実証実験を行うこととなった。参加校も昨年までの3校に加え新規に4校(大分商業高等学校、日田林工高等学校、津久見高等学校、日本文理大学附属高等学校)で授業や課外活動や校務での利用で実証した。実証実験の途中で九州地区の参加校の先生を集め情報交換会を実施し、各学校からの取り組み状況を報告し、学校間での情報交換を行った。情報交換会は、(財)コン

ピュータ教育開発センターの山中計一郎長から「教育の情報化への取り組みとOSP」の講演をしていただき、その中で「現状のOSSの使用は現場のITに長けた先生に頼っている部分がある」というOSSの普及についての問題提起と「今後はOSPポータルやOSP基本パッケージの改版などで充実した展開を図る」というOSSの普及に対する意欲的なコメントがあった。続いてAプロジェクトを取りまとめる(株)アルファシステムズの千葉大作課長から「学校教育現場へのOSS導入実例」の講演をしていただき、その中で「今年度のプロジェクトは予算“小”、規模“大”であるのにも関わらず運営し、OpenOffice.orgの情報処理検定の適応など、OSS普及に対する手ごたえを感じている。しかし、国のOSSへの予算の減少や、OpenOffice.orgが情報処理検定の1級に対応していない点などの懸念もあるので、一筋縄ではOSSの爆発的普及は難しいと感じている」とコメントがあった。その後、OSP参加校(長崎県波佐見高等学校を含む)8校の先生方による授業実践事例の報告があった。この情報交換会には、OSPに参加していない高校も多数出席していた。現在実施している高校の取り組みを参考に、来年度以降自主的に取り組んでももらえれば、教育現場でのICT利用も活発になると思われる。

4. まとめ

この実証実験は、1月末で終了となるが、学校では来年度の継続利用に向けて進めていくことになる。(財)コンピュータ教育開発センターのOSP事業としては終了となるが、今後は地場企業と連携しサポート事業として継続できる形態を考え、発展させていきたい。

インターネットによる差別表現の 流布事案に関する対応について

同和問題などの人権問題を解決するための施策を推進する都道府県と政令市で、全国人権同和行政促進協議会を組織しています。

この協議会では、インターネット上の人権侵害にあたる表現や差別を助長する情報に対応するため、「インターネットによる差別表現の流布事案に係る法務省、プロバイダ等への削除依頼に関する対応規程」を定め、平成19年4月1日から施行しています。

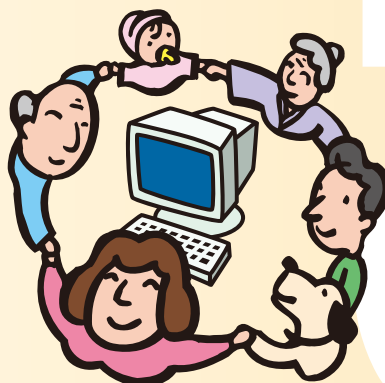
特に同和問題については、

- ①特定の個人・法人・団体の権利を侵害する情報(権利侵害情報)
 - ②特定の個人・法人・団体又は特定の属性に帰属する不特定多数の者に対する差別的言動であると明らかに認められる情報(差別的言動情報)
 - ③特定の個人・法人・団体又は特定の属性に帰属する不特定多数の者に対する差別助長行為であると明らかに認められる情報(差別助長行為情報)
- であることが明らかとなるときは、大分地方法務局又は当該

掲示板等の管理者に対して、削除要請することとしています。

大分県でも、昨年9月、「巨大掲示板」の一つに部落差別を助長する書込があるとの連絡が県内の市町村からあり、県人権・同和対策課がその書込内容を確認し、差別助長行為情報に該当すると判断した部分について、大分地方法務局に削除要請しました。その結果、まもなく当該書込は削除されました。

上記①から③の情報についてのご連絡は、大分地方法務局人権擁護課又は大分県人権・同和対策課にて受け付けています。



【連絡先】

■大分地方法務局人権擁護課

TEL : 097-532-3161
FAX : 097-532-0220
E-mail : jinken@oitahoumu.ddo.jp
HP : <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

■大分県人権・同和対策課

TEL : 097-506-3175
FAX : 097-506-1751
E-mail : a13700@pref.oita.lg.jp
HP : <http://www.pref.oita.jp/13700/kakuritsu/index.htm>

発行：大分県(担当課:企画振興部IT推進課)

URL: <http://www.pref.oita.jp>

編集：財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所(担当:倉掛/薬師寺)

URL: <http://www.hyper.or.jp> e-mail: post@hyper.or.jp tel: 097-537-8180
〒870-0037 大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4F

この冊子は、再生紙を使用しています。